

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	住民基本台帳に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

亀山市は住民基本台帳事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

亀山市では「亀山市特定個人情報等の安全管理に関する基本方針」および「亀山市特定個人情報の取扱いに関する行動指針」を定めており、特定個人情報については本方針に基づき適正な取扱いを行っている。住民基本台帳に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

亀山市長

公表日

令和7年8月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	<p>亀山市が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保護する為には、亀山市の住民に関する正確な記録が整備されなければならない。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。</p> <p>亀山市は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>(1)個人を単位とする住民票を世帯毎に編成し、住民基本台帳を作成 (2)転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載の修正 (3)住民基本台帳の正確な記録を確保する為の措置 (4)転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 (5)本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 (6)住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 (7)地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 (8)住民からの請求に基づく住民票コードの変更 (9)個人番号の通知および個人番号カードの交付 (10)個人番号カード等を用いた本人確認</p> <p>なお、(9)の「個人番号の通知および個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令(平成26年11月20日、総務省令第85号)(以下「通知カード及び個人番号カード省令」という。)第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。</p> <p>そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p>
③システムの名称	<p>(1)「住民基本台帳システム(既存住基システム)」 (2) 住民基本台帳ネットワークシステム(※) (3) 住基ネット連携サーバ (4) 中間サーバ (5) 団体内統合宛名システム (6) 証明書等コンビニ交付システム (7) 申請管理システム</p> <p>※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSIにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステム内の市町村CS部分について記載する。</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
住民基本台帳ファイル・本人確認情報ファイル・送付先情報ファイル	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) <p>2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求による住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第15条の2(除票簿) ・第15条の3(除票の記載事項) ・第15条の4(除票の写し等の交付) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表</p> <p>(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠)</p> <p>第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>なし</p> <p>(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民文化部 市民課
②所属長の役職名	市民課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務財政部財務課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5025
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	亀山市市民文化部市民課 電話 0595-84-5003、0595-84-5004
9. 規則第9条第2項の適用	
	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[<input type="radio"/>]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また住民登録及び証明書交付事務等において、マイナンバーの誤登録及び証明書の誤交付の無いように複数人での確認を行うことを徹底しており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れて行っている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分に行っている</div> <div style="text-align: right;">3) 十分に行っていない</div> [十分に行っている]
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="text-align: right;">[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]</div> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分である</div> <div style="text-align: right;">3) 課題が残されている</div> [十分である]
判断の根拠	特定個人情報を取り扱うシステムへのアクセスは、パスワード及び静脈認証等による二段階認証によって限定しており、権限の種類についても必要以上に付与しないようにアクセス管理者の承認をもって権限を付与することとしている。また人事異動の際には、その都度権限の追加及び削除等を実施し、アクセス可能な職員を常に最新の状態で保てるように適切に管理を行っている。これらの対策を講じていることから権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月22日	I-3 法令上の根拠	2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (平成28年6月3日法律第63号施行時点)	2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
平成30年6月22日	I-5 部署	市民文化部 戸籍市民室	生活文化部 市民課	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
平成30年6月22日	I-5 所属長	戸籍市民室長 高嶋 美季	市民課長	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
平成30年6月22日	I-7	〒519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 亀山市市民文化部戸籍市民室 電話 0595-84-5003、0595-84-5004	亀山市総合政策部総務課 〒519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 電話 0595-84-5032	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
平成30年6月22日	I-8	亀山市市民文化部戸籍市民室 電話 0595-84-5003、0595-84-5004	亀山市生活文化部市民課 電話 0595-84-5003、0595-84-5004	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
平成30年6月22日	II-1 いつ時点の計数か	平成29年7月1日時点	平成30年5月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
平成30年6月22日	II-2 いつ時点の計数か	平成29年7月1日時点	平成30年5月1日時点	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更にあたらないため。
平成30年6月22日	表紙 特記事項		亀山市では「亀山市特定個人情報等の安全管理に関する基本方針」および「亀山市特定個人情報の取扱いに関する行動指針」を定めており、特定個人情報については基本方針に基づき適正な取り扱いを行っている。 住民基本台帳に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。	事後	
令和1年5月27日	II-1 いつ時点の計数か	平成30年5月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新。
令和1年5月27日	II-2 いつ時点の計数か	平成30年5月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新。
令和1年5月27日	IV リスク対策	(記載項目なし)	様式変更による項目の追加	事後	
令和2年1月9日	I-1-③	住民基本台帳システム(既存住基システム)・住民基本台帳ネットワークシステム・中間サーバ・団体内統合宛名システム	住民基本台帳システム(既存住基システム)・住民基本台帳ネットワークシステム・中間サーバ・団体内統合宛名システム・証明書等コンビニ交付システム	事前	システム構築による修正
令和2年5月27日	II-1 いつ時点の計数か	平成31年5月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新。
令和2年5月27日	II-2 いつ時点の計数か	平成31年5月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新。
令和3年6月14日	II-1 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新。
令和3年6月14日	II-2 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新。
令和4年7月15日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)	事後	
令和4年7月15日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	生活文化部 市民課	市民文化部 市民課	事後	
令和4年7月15日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	亀山市総合政策部総務課 〒519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 電話 0595-84-5032	総務財政部財務課 519-0195 三重県亀山市本丸町577番地 0595-84-5025	事後	
令和4年7月15日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	亀山市生活文化部市民課 電話 0595-84-5003、0595-84-5004	亀山市市民文化部市民課 電話 0595-84-5003、0595-84-5004	事後	
令和4年7月15日	II しい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年7月15日	II しい値判断項目 2 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和6年6月28日	I-1-③	住民基本台帳システム(既存住基システム)・住民基本台帳ネットワークシステム・中間サーバ・団体内統合宛名システム・証明書等コンビニ交付サービス	住民基本台帳システム(既存住基システム)・住民基本台帳ネットワークシステム・中間サーバ・団体内統合宛名システム・証明書等コンビニ交付システム・申請管理システム	事後	システム構築による修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年6月28日	I-3 法令上の根拠	(略) 第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) 第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) (略)	(略) 第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) 第15条の2(除票簿) 第15条の3(除票の記載事項) 第15条の4(除票の写し等の交付) 第22条(転入届) 第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) (略)	事後	特定個人情報保護評価指針に定める重要な変更に当たらないため。(根拠法令の記載漏れ)
令和6年6月28日	IIしきい値判断項目 1対象人数	令和4年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新。
令和6年6月28日	IIしきい値判断項目 2取扱者数	令和4年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新。
令和7年6月23日	I-1-②	(省略) なお、(9)の「個人番号の通知および個人番号カードの交付」に係る事務については、総務省令により機構に対する事務の一部を委任する。 (省略)	(省略) (9)の「個人番号の通知および個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令(平成26年11月20日、総務省令第85号)(以下「通知カード及び個人番号カード省令」という。)第35条(個人番号通知書・個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 (省略)	事後	評価書の見直しに伴い、記載内容を更新。
令和7年6月23日	I-1-③	住民基本台帳システム(既存住基システム)・住民基本台帳ネットワークシステム・中間サーバ・団体内統合宛名システム・証明書等コンビニ交付システム・申請管理システム	(1)「住民基本台帳システム(既存住基システム)」 (2) 住民基本台帳ネットワークシステム(※) (3) 住基ネット連携サーバ (4) 中間サーバ (5) 団体内統合宛名システム (6) 証明書等コンビニ交付システム (7) 申請管理システム ※後述の「2. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステム内の市町村CS部分について記載する。	事前	システム構築による修正
令和7年6月23日	I-4-②	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項) (別表第二における情報照会の根拠) なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)	事後	番号法の改正による修正
令和7年6月23日	IIしきい値判断項目 1対象人数	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日時点	事後	評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新。
令和7年6月23日	IIしきい値判断項目 2取扱者数	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日時点	事後	評価書の見直しに伴い、計数時点を最新のものに更新。
令和7年6月23日	IV-8		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また住民登録及び証明書交付事務等において、マイナンバーの誤登録及び証明書の誤交付の無いように複数人での確認を行うことを徹底しており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	事前	評価書の新様式に伴い追記
令和7年6月23日	IV-9		内部監査の実施無	事前	評価書の見直しに伴い、実施内容を最新のものに更新。
令和7年6月23日	IV-11		特定個人情報を取り扱うシステムへのアクセスは、パスワード及び静脈認証等による二段階認証によって限定しており、権限の種類についても必要以上に付与しないようアクセス管理者の承認をもって権限を付与することとしている。また人事異動の際には、その都度権限の追加及び削除等を実施し、アクセス可能な職員を常に最新の状態に保てるように適切に管理を行っている。これらの対策を講じていることから権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	評価書の新様式に伴い追記